

君津市の給与・定員管理等について

本市職員の給与、定員管理等についてお知らせします。

なお、公表する資料の中の「類似団体」とは、人口規模と産業構造により、一般市を16の類型に分類したものです。本市は、この分類上「Ⅱ-1」の類型に該当し、人口規模では、5万人以上10万人の市がこの対象となります。

問合せ＝職員課（56）1665

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成 25年度	人 88,569	千円 28,148,406	千円 1,208,714	千円 6,756,492	% 24.0	% 25.7

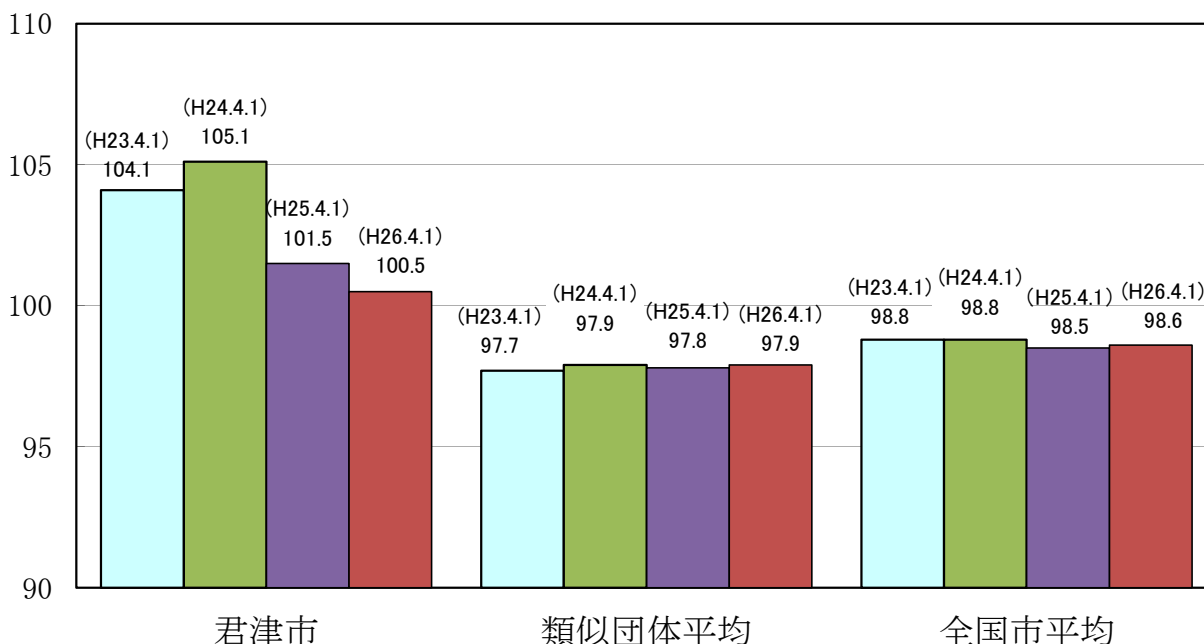
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
平成 25年度	人 820	千円 2,766,914	千円 737,951	千円 1,009,369	千円 4,514,234	千円 5,505	千円 5,815	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。



- (注) 1 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

○ ラスパイレス指数の分析

(1) 近年の大量退職による弊害

ラスパイレス指数は、学歴別・経験年数別に平均給料を国と比較するもので、役職は考慮しない算出方法となっています。

本市では、団塊の世代の大量退職により、この5年間で320人以上、全体の3分の1以上の職員が退職し、代わりに20歳前後の若い職員が採用され、職員の平均年齢が5年間で8歳下がりました（平成21年度平均43.4歳、平成26年度平均35.8歳）。

そのため、管理職になる年齢が大幅に下がり、国や他の市町村と比べて若い職員が、数多く管理職となっています。

給料は職責に応じて決定されるため、国や他の市町村の経験年数が同じ職員と比較すると給料月額が高くなっています。

また、経験年数の多い職員が減少し、勤続25年以上の職員のほとんどが管理職となっていることから、勤続25年以上の職員の平均給料月額を押し上げています。

これらのことが、ラスパイレス指数を押し上げていた最も大きな要因と捉えています。

その一方で、実際に支払われている給料の平均月額は275,900円と、全国770市（政令指定都市除く）中、2番目に低い額となっています。（平成26年4月1日現在）

(2) 国家公務員との制度上の差異

国家公務員では高校卒業程度の職員が課長職以上になることは稀ですが、本市では高校卒業程度の職員であっても優秀な者は課長職以上になっているため、経験年数25年以上の高校卒業程度の職員に係るラスパイレス指数が高い水準となっており、全体の指数を押し上げていると考えています。

○ 本市の対応

国の特例措置の減額（平均7.8%）が終了し、職員の若年化に伴う国との乖離を調整する給与削減措置や給与制度・人事制度の見直しにより、ラスパイレス指数は概ね適正となりました。

今後も、適正な給与水準の維持に努めます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

(1) 給料表の見直し

[実施 未実施]

ア 給料表の改定時期

平成27年4月1日

イ 実施内容

国及び千葉県の見直し内容を参考に引き下げを行い、平均で1.5%の引き下げを行いました。激変緩和のため、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額より下がる職員に対しては、平成30年3月31日までの間、経過措置としてその差額を支給します。

また、給料表の最高号給についても千葉県を参考に改正を行い、改正前の給料表の号給が改正後の給料表の最高号給を超えることとなる職員については、改正後の給料表の最高号給に切り替えています。

(2) 地域手当の見直し

ア 支給割合

国基準3%、千葉県支給割合は9%（平成27年度は7.5%）、本市においては7%支給しています。

イ 実施時期

平成27年度においても前年と変わらず支給しています。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合 (H30.4.1)	平成27年度 の支給割合
国基準による支給割合	0%	3%	1%
千葉県の支給割合	7%	9%	7.5%
君津市の支給割合	7%	7%	7%

(3) その他

勤勉手当の支給月数の引き上げ、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当について、国及び県を参考に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項
(給与減額の状況)

(1) 期末手当・勤勉手当の役職加算率の引下げ

区分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	期末手当の減額	平成9年4月から当分の間	役職加算率の引下げ 20 → 10%
一般職	期末勤勉手当の減額	平成9年4月から当分の間	課長相当職以上の役職加算率の引下げ 8級の職員 20 → 10% 7級の職員 15 → 10%

年度別給与の削減効果額

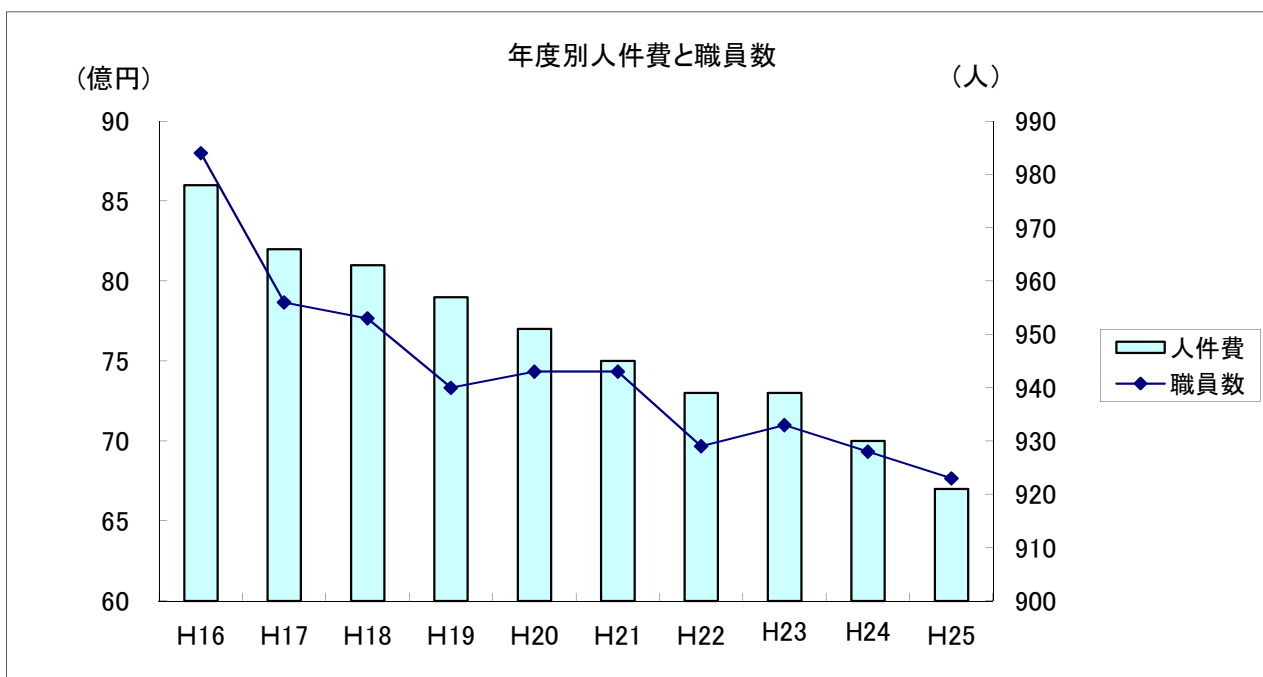
年度	特別職	一般職
16年度	395 万円	5,279 万円
17年度	395 万円	5,301 万円
18年度	190 万円	1,356 万円
19年度	118 万円	1,378 万円
20年度	119 万円	1,393 万円
21年度	100 万円	1,500 万円
22年度	109 万円	1,356 万円
23年度	103 万円	1,248 万円
24年度	103 万円	1,214 万円
25年度	74 万円	1,105 万円

(2) 給与の特例減額

区分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	給料	平成27年4月から平成28年3月	市長 13% 副市長 12% 教育長 11%
一般職	給料	平成27年4月から平成28年3月	管理職（6級以上） 5% 中間層（4級及び5級） 4% 若年層（1級から3級） 3%

年度別給与の削減効果額

年度	特別職	一般職
24年度	79 万円	3,242 万円
25年度	320 万円	16,915 万円



2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
君津市	35.8 歳	275,900 円	355,978 円	323,325 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
君津市	49.8 歳	78 人	334,800 円	390,137 円	371,832 円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.0 歳	18 人	359,200 円	434,767 円	408,067 円	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,100 円	1.51
うち用務員	51.5 歳	19 人	335,700 円	369,853 円	363,947 円	用務員	54.3歳	199,300 円	1.86
うち学校給食員	45.8 歳	14 人	308,000 円	351,636 円	341,493 円	調理士	44.0歳	295,600 円	1.19
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
君津市	—	—	—
うち清掃職員	6,924,204 円	3,939,100 円	1.76
うち用務員	5,988,736 円	2,747,000 円	2.18
うち学校給食員	5,599,332 円	4,006,500 円	1.40

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成23～25年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	君津市	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	175,376 円	180,800 円	総合職(大卒) 181,200 円 一般職(大卒) 172,200 円
	高校卒	141,814 円	146,200 円	一般職(高卒) 140,100 円
技能労務職	高校卒	141,814 円	143,500 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

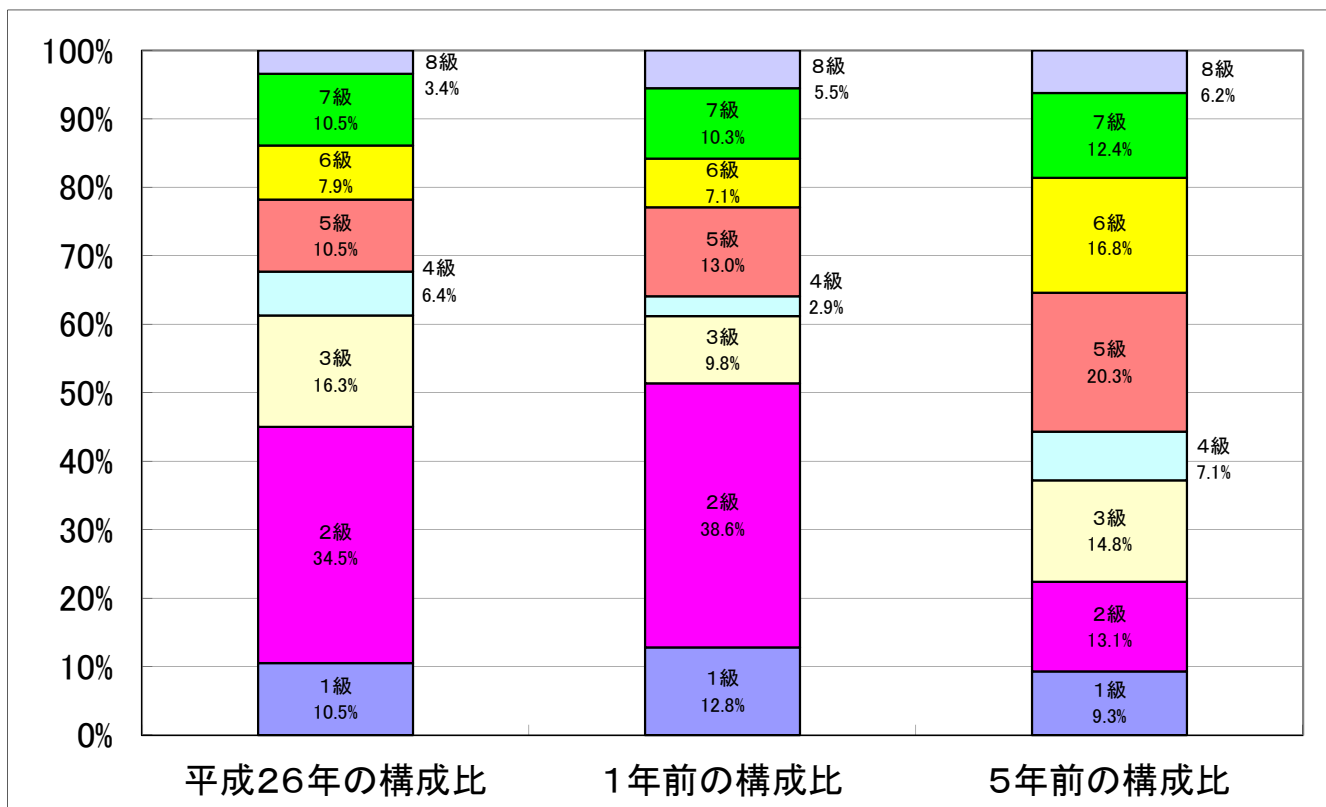
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	259,170 円	359,182 円	395,872 円	418,143 円
	高校卒	218,250 円	307,196 円	355,890 円	406,758 円
技能労務職	高校卒	—	—	309,158 円	353,195 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	46人	10.5%	137,200円	243,700円
2級	主事、技師	152人	34.5%	174,200円	305,200円
3級	主任主事、主任技師	72人	16.3%	224,600円	356,300円
4級	係長、副主査	28人	6.4%	261,900円	395,800円
5級	係長、主査	46人	10.5%	289,200円	435,600円
6級	副課長、副主幹	35人	7.9%	320,600円	451,200円
7級	次長、課長、主幹	46人	10.5%	366,200円	492,200円
8級	部長、次長	15人	3.4%	413,000円	516,600円

- (注) 1 君津市の一般職の職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 平成26年度地方公務員給与実態調査による一般行政職440人の級別の内訳です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

評定期間の全期間を勤務した者は一律昇給（標準4号給）を実施しています。

昇給への勤務成績の反映は実施していませんが、病気休暇等のあった者については、一部、下位区分（0～3号給）に決定しています。

なお、勤勉手当は一律支給しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

君津市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,228 千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

君津市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2～45%加算)
(退職時特別昇給) なし	(退職時特別昇給) なし
一人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 4,233 千円 26,639 千円	資料 なし

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。
 3 国の応募認定については、平成25年11月1日より勸奨退職制度に代わるものとして制定された制度で、表中の率は年齢別構成の適正化を図るための募集への応募に適用するものです。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		209,037 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		240,826 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
君津市	7.0 %	868 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			107.5
(ラスパイレス指数)			(100.5)

- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		15,466		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		36,736		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		48.4		%
手当の種類（手当数）		21種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務特殊手当	市税の滞納処分等の事務に従事する職員	滞納処分の執行のため、滞納者を訪問しての財産差押え事務	0千円	1件 500円
市税徴収手当	市税の徴収事務に従事する職員	滞納者を訪問しての市税の徴収事務	3千円	日額 200円
保険料徴収手当	後期高齢者医療保険および介護保険事務に従事する職員	滞納者を訪問しての保険料の徴収事務	0千円	日額 200円
保育料徴収手当	児童福祉事務に従事する職員	滞納者を訪問しての保育料の徴収事務	6千円	日額 200円
感染症防疫手当	保健衛生事務に従事する職員	感染症患者の輸送、発生場所の消毒等	0千円	日額 500円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	隔日勤務を正規の勤務としている職員の深夜における勤務	5,217千円	1夜 350円
行旅死病人措置手当	社会福祉事務に従事する職員	行旅死亡人の取扱業務	5千円	日額 2,500円
		行旅病人の取扱業務	0千円	日額 1,500円
清掃業務手当	清掃業務員	廃棄物の収集運搬、処理業務	3,503千円	日額 600円 ※平成26年度より日額 500円
清掃施設業務手当	清掃事務所又は衛生センターに勤務する職員	廃棄物の処理業務	0千円	日額 200円
動物死体処理手当	環境衛生事務に従事する職員	動物の死体処理業務	147千円	1件 300円
犬取扱作業手当	環境衛生事務に従事する職員	狂犬病の予防注射、犬の捕獲業務	32千円	日額 500円
毒物劇物取扱手当	環境保全事務に従事する職員	毒物、劇物を取扱う業務	8千円	日額 200円
道路上作業手当	建設部に勤務する作業員又は自動車運転手	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕業務	360千円	日額 200円
出動手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	隊員	1,774千円	1回 150円
		普通機関員	1,216千円	1回 260円
		大型機関員	276千円	1回 320円
		救急救命士	46千円	1回 650円
	自動車運転手又は図書館に勤務する職員	乗車定員11人以上の車両、建設作業用特殊車両の運転。図書館に勤務する職員の移動図書館車の運転	298千円	日額 200円
交通指導業務手当	交通指導員	街頭で行う交通安全指導、啓発等の業務	41千円	日額 200円
変則勤務手当	週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員（消防職員を除く。）	日曜日、土曜日及び休日に勤務が割り振られ職務に従事	1,141千円	日額 500円
	保育園の保育士	延長保育の業務	178千円	半日 250円
福祉業務手当	社会福祉士又は社会福祉主事の職にある職員	生活保護業務	375千円	1回 125円
医務手当	国保診療所に勤務する医師	診療所長手当	0千円	月額 300,000円
		特別診療・研究手当	0千円	月額 191,000円
		松丘診療所長	0千円	月額 229,000円
電気主任技術者手当	電気主任技術者の資格を有する職員	法令等により義務付けられた電気主任技術者としての業務	0千円	月額 2,000円
救助業務手当	消防署に勤務する職員のうち、救助隊員	特別救助活動の業務	420千円	月額 2,500円

※平成27年度より、夜間特殊業務手当、変則勤務手当を廃止しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	205,468 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	301 千円
支給実績（平成25年度決算）	215,613 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	300 千円

(注) 1 休日勤務手当、夜間勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外手当勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

区分	君津市	国の制度との異同	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者 13,000円 ○ 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 (ただし、配偶者がいない場合の 1人目は、11,000円) ○ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 	同じ	
支給実績（平成25年度決算） 68,776千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 226,237円			

区分	君津市	国の制度との異同	国
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 (家賃12,000円を超える場合 に限る。) 	同じ	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅の場合 6,000円 ※平成27年度より段階的廃止 平成27年度 → 3,000円 平成28年度 → 1,500円 平成29年度 → 廃止 	異なる	○ 国は、支給なし
支給実績（平成25年度決算） 64,310千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 170,132円			

区分	君津市	国の制度との異同	国
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電車、バスを利用する場合 全額支給（6箇月定期券等の価額 による一括支給を基本） 	異なる	○ 電車、バスを利用する場合 55,000円まで全額支給
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて3,800円～ 21,400円を支給 		○ 乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～ 24,500円を支給
支給実績（平成25年度決算） 62,368千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 90,783円			

区 分	君 津 市	国の制度 との異同	国
宿日直手当	○ 宿日直勤務を命じられた職員に支給 勤務1回につき 5,000円	異なる	○ 宿日直勤務を命じられた職員に支給 普通宿日直勤務 4,200円
支給実績（平成25年度決算） 2,669千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 7,292円			

区 分	君 津 市	国の制度 との異同	国
管理職手当	○ 管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、職務に応じ、35,000円～90,000円が支給される。 ※ 制度改正し、平成24年度からは国と同様に定額制により支給する。	異なる	○ 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する官職を占める職員に、俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に応じ、46,300円～139,300円が支給される。
支給実績（平成25年度決算） 98,872千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 637,884円			

区 分	君 津 市	国の制度 との異同	国
管理職員特別勤務手当	○ 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に職務に応じ、7,500円～12,000円が支給される。 (6時間を超える場合、100分の150を乗じて得た額)	異なる	○ 管理職員等が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分に応じ、6,000円～12,000円が支給される。 (6時間を超える場合、100分の150を乗じて得た額)
支給実績（平成25年度決算） 840千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 22,703円			

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	826,500 円 (950,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円	
	副 市 長	704,000 円 (800,000 円)	830,000 円 / 375,000 円	
報 酬	議 長	530,000 円	698,000 円 / 310,000 円	
	副 議 長	470,000 円	620,000 円 / 245,000 円	
	議 員	450,000 円	560,000 円 / 222,000 円	
地 域 手 当	市 長	7.0	%	
	副 市 長	7.0	%	
期 末 手 当	市 長	(平成25年度支給割合) 3.9 月分		
	副 市 長	3.9 月分		
	議 長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
	副 議 長	3.95 月分		
	議 員	3.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) 950,000円×48月×35/100= 15,960,000円		
	副 市 長	800,000円×48月×25/100= 9,600,000円		
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

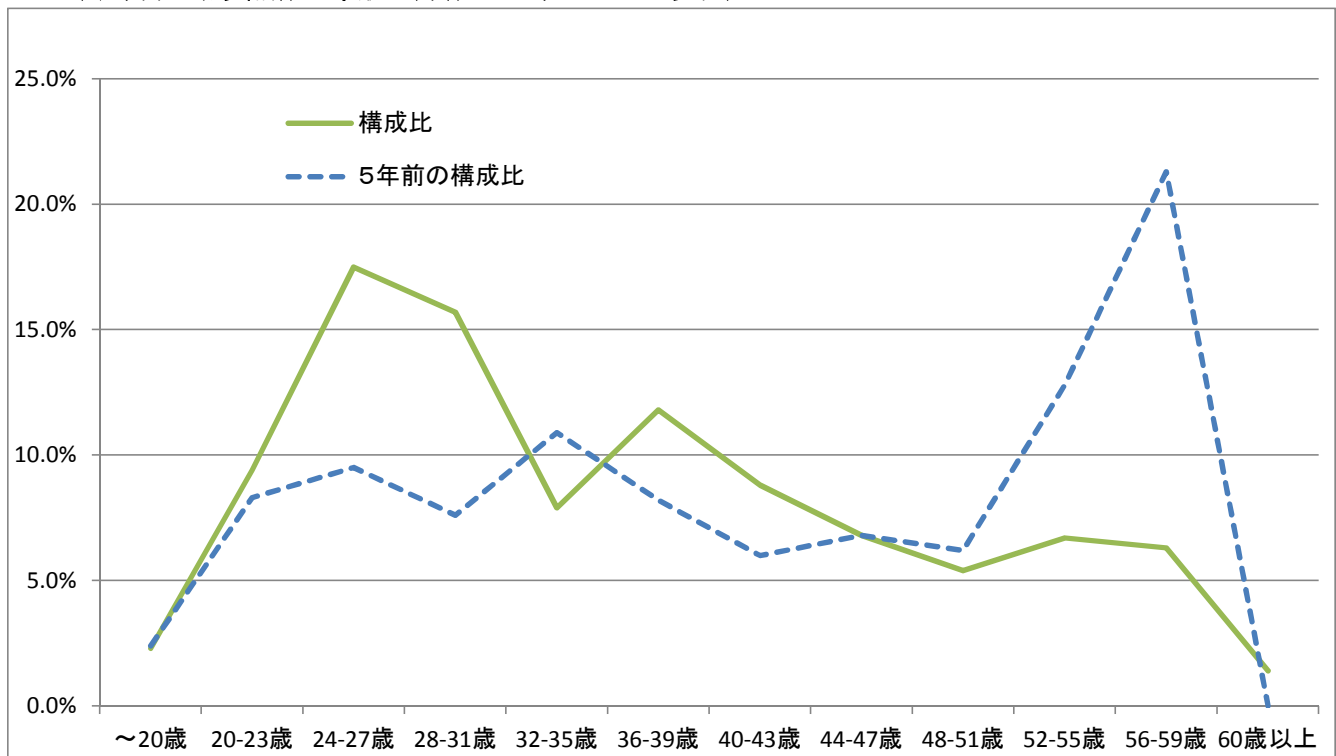
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	8人	8人	0人	
	総務企画	137人	138人	1人	業務増
	税 務	38人	38人	0人	
	民 生	181人	183人	2人	業務増
	衛 生	69人	66人	△ 3人	事務の統廃合縮小など
	一 般 行 政 部 門	0人	0人	0人	
	農林水産	22人	24人	2人	業務増
	商 工	8人	8人	0人	
	土 木	64人	65人	1人	業務増
	計	527人	530人	3人	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.8 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.5 人)
	教育部門	138人	134人	△ 4人	事務の統廃合縮小
	消防部門	155人	157人	2人	退職補充
	小 計	820人	821人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.8 人)
公営企業等 会計部門	病 院	9人	10人	1人	君津中央病院企業団へ派遣
	水 道	23人	24人	1人	君津広域水道企業団へ派遣
	その他	47人	47人	0人	
	小 計	79人	81人	2人	
合 計		899人	902人	3人	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.8 人
		[1, 0 1 1]	[1, 0 1 1]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	21人	85人	158人	142人	71人	106人	79人	61人	49人	60人	57人	13人	902人
構成比	2.3%	9.4%	17.5%	15.7%	7.9%	11.8%	8.8%	6.8%	5.4%	6.7%	6.3%	1.4%	100.0%

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 平成26年度地方公務員給与実態調査による数値です。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	538	537	535	534	527	530	△8 (△1.5%)
教育	140	140	140	137	138	134	△6 (△4.3%)
消防	154	156	157	158	155	157	3 (1.9%)
普通会計計	832	833	832	829	820	821	△11 (△1.3%)
公営企業等会計計	73	73	79	78	79	81	8 (11.0%)
総合計	905	906	911	907	899	902	△3 (△0.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長を除く）です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与比率
平成 25年度	千円 2,058,456	千円 65,827	千円 70,652	% 3.4	% 3.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費47,854千円を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 25	千円 73,626	千円 18,950	千円 25,930	千円 118,506	千円 4,740	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

○ 給与の抑制措置の状況

(1) 期末手当・勤勉手当の役職加算率の引下げ

区 分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	期末手当の減額	平成9年4月から当分の間	役職加算率の引下げ 20 → 10%
一般職	期末勤勉手当の減額	平成9年4月から当分の間	課長相当職以上の役職加算率の引下げ 8級の職員 20 → 10% 7級の職員 15 → 10%

(2) 給与の特例減額

区 分	抑制措置	実施期間	内 容
一般職	給料	平成27年4月から平成28年3月	管理職(6級以上) 5% 中間層(4級及び5級) 4% 若年層(1級から3級) 3%

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	34.7 歳	268,049 円	436,910 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		君 津 市	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,037 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,228 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~10% 管理職加算 なし		役職加算 5~10% 管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

水 道 事 業			君 津 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置		定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置		定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	— 千円	— 千円		4,233 千円	26,639 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）			5,481 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			219,240 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	君津市の制度（支給率）
君津市	7.0 %	25 人	7.0 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		637 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		28,936 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		88 %		
手当の種類（手当数）		3 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	水道料金その他の収入の滞納徴収事務に従事した職員	滞納者を訪問しての水道料金の徴収事務	7 千円	日額 200円
毒物劇物取扱手当	浄水作業・水質検査に従事した職員	毒物、劇物を取扱う業務	0 千円	日額 200円
漏水等業務手当	勤務時間外（勤務を要しない日を含む。）において、漏水等の発生に対応する職員	漏水対応業務	630 千円	月額 3,500円

※平成27年度より、漏水等業務手当を廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	3,745 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	197 千円
支給実績（平成25年度決算）	5,280 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	251 千円

- (注) 1 休日勤務手当、夜間勤務手当を含んでいます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外手当勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

区 分	水 道 事 業	君津市制度との異同	君津市の制度と異なる内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者 13,000円 ○ 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 (ただし、配偶者がいない場合の 1人目は、11,000円) ○ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 	同じ	
支給実績（平成25年度決算） 1,308千円 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 218,000円			

区 分	水 道 事 業	君津市制度との異同	君津市の制度と異なる内容
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 (家賃12,000円を超える場合 に限る。) ○ 自宅の場合 6,000円 ※平成27年度より段階的廃止 平成27年度 → 3,000円 平成28年度 → 1,500円 平成29年度 → 廃止 	同じ	
支給実績（平成25年度決算） 1,572千円 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 174,667円			

区 分	水 道 事 業	君津市制度との異同	君津市の制度と異なる内容
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電車、バスを利用する場合 全額支給（6箇月定期券等の価額 による一括支給を基本） ○ 乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて3,800円～ 21,400円を支給 	同じ	
支給実績（平成25年度決算） 1,454千円 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 85,549円			

区 分	水 道 事 業	君津市制度との異同	君津市の制度と異なる内容
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、職務に応じ、35,000円～90,000円が支給される。 ※ 制度改正し、平成24年度からは国と同様に定額制により支給する。 	同じ	/
支給実績（平成25年度決算） 3,204千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 801,000円			

区 分	水 道 事 業	君津市制度との異同	君津市の制度と異なる内容
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に職務に応じ、7,500円～12,000円が支給される。 （6時間を超える場合、100分の150を乗じて得た額） 	同じ	/
支給実績（平成25年度決算） 15千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 15,000円			